⑵　それまでにオールインを行った顧客がいる場合であって、オールインを行った顧客が置いた賭金の累積額のうち最大のもの以上の賭金の累積額の顧客が１人となった場合又は全ての顧客（フォールドを行った顧客を除く。）がオールインを行った場合　１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、３枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗の決定を行う。

ニ　全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となった場合、ディーラーは、フォールドを行った顧客の手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うとともに、それまでに区画に置かれた全ての賭金を集積するものとする。この場合において、各顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額は、０となるものとする。

四　顧客の第二の選択

イ　ディーラーは、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、３枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布する。

ロ　選択権保有者は、ビッグブラインドを置いた顧客の右隣の顧客（以下この９において「スモールブラインド」という。）（賭けに参加している顧客が２人の場合にあっては、ビッグブラインドを置いた顧客）から時計回りに、次に掲げる行為のいずれかを選択して行う。ただし、⑴及び⑸に掲げる行為はそれまでに⑴に掲げる行為を行う顧客がいなかった場合に限り、⑵及び⑶に掲げる行為はそれまでに⑴に掲げる行為を行う顧客がいた場合に限り、選択することができる。

⑴　賭金をレイアウト上の区画に置くこと。

⑵　コール

⑶　レイズ

⑷　フォールド

⑸　⑴から⑷までに掲げる行為を行わないこと。

ハ　ロに定める顧客の選択は、全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となり、又は全ての選択権保有者がロの⑸に掲げる行為を選択するまでの間、繰り返し行うものとする。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、ディーラーは、直ちにニに定める処理を行うとともに、それぞれ次の⑴又は⑵に定める処理を行うものとする。

⑴　それまでにフォールドを行った顧客以外の顧客が１人となった場合　勝敗の決定を行う。

⑵　それまでにオールインを行った顧客がいる場合であって、オールインを行った顧客が置いた賭金の累積額のうち最大のもの以上の賭金の累積額の顧客が１人となった場合又は全ての顧客（フォールドを行った顧客を除く。）がオールインを行った場合　１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗の決定を行う。

ニ　全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となった場合、ディーラーは、フォールドを行った顧客の手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うとともに、ロの規定により区画に置かれた全ての賭金と三のニの規定により集積した賭金を集積するものとする。この場合において、各顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額は、０となるものとする。

ホ　全ての選択権保有者がロの⑸に掲げる行為を選択した場合、三のニの規定により集積した賭金をニの規定により集積したものとみなす。

五　顧客の第三の選択

四の規定は、顧客の第三の選択について準用する。この場合において、四のイ中「３枚」とあるのは「１枚」と、四ハの⑵中「配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後」とあるのは「配布した後」と、四のニ及びホ中「三のニ」とあるのは「四のニ」と読み替えるものとする。

六　顧客の第四の選択

四の規定は、顧客の第四の選択について準用する。この場合において、四のイ中「３枚」とあるのは「１枚」と、四ハの⑵中「１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗」とあるのは「勝敗」と、四のニ及びホ中「三のニ」とあるのは「五において準用する四のニ」と読み替えるものとする。

七　オールイン

イ　顧客は、賭金を置こうとする場合において、当該顧客がそのラウンドで賭けることができる賭金の全てをレイアウト上の区画に置くこと（以下この９において「オールイン」という。）を行うことができる。この場合において、二、三及び四（五及び六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、オールインに係る賭金の額がこれらの規定により置くこととされている賭金の額を満たしていない場合であっても、これらの規定により置かれたものとして処理する。

ロ　顧客がオールインを行った場合、ディーラーは、三のニ又は四のニ（五及び六において準用する場合を含む。）の規定による賭金の集積に代えて、次に定めるところにより処理するものとする。この場合において、各顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額は、０となるものとする。

⑴　㈠に掲げる額に㈡に掲げる額を加えて得た額（ベッティングラウンド（賭けの受付の開始又は直前のトランプの配布によって始まり賭金の集積（この七の規定により処理が行われる場合を含む。）によって終わる期間をいう。以下この９において同じ。）において、当該オールインより前に処理されたオールインがある場合は、㈠に掲げる額に㈡に掲げる額を加え、㈢に掲げる額を減じて得た額）を当該オールインに係る賭金の集積額とする。

㈠　オールインが行われた直前のベッティングラウンドが終了した時点における集積した賭金の額（そのラウンドにおいて賭金を集積していない場合は、０）

㈡　このロに定める処理を行う時点における各顧客の賭金の累積額のうち、オールインを行った顧客の賭金の累積額と同額までの部分の総額

㈢　当該オールインが行われたベッティングラウンドにおいて当該オールインより前に処理されたオールインに係る賭金の集積額の総額

⑵　一のベッティングラウンドにおいて複数の顧客がオールインを行った場合にあっては、⑴の処理は、オールインを行った顧客のうち賭金の累積額が最も小さい額の顧客が行ったものから順に行うものとする。ただし、オールインを行った顧客に賭金の累積額が同じ顧客が２人以上いる場合にあっては、⑴の処理は、これらの顧客が行ったオールインについて一度に行うものとする。

⑶　一のベッティングラウンドの開始時に選択権保有者であった全ての顧客（フォールドを行った顧客を除く。）がオールインを行った場合にあっては、⑴の処理は、オールインを行った顧客のうち賭金の累積額が最も大きい額の顧客が行ったものについては行わないものとする。ただし、賭金の累積額が最も大きい額の顧客が２人以上いる場合にあっては、⑴の処理は、これらの顧客が行ったオールインについて一度に行うものとする。